

第4回 FISIM 検討委員会 議事概要

1. 日時 平成17年2月23日(水) 14:00～16:00

2. 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室(404室)

3. 出席者

(FISIM 検討委員会委員)

井原委員長、作間委員、佐々木委員、高木委員、林委員、藤井委員

(常時出席者)

日本銀行調査統計局統計企画担当大森

(経済社会総合研究所)

香西経済社会総合研究所長、大守経済社会総合研究所次長、荒井総括政策研究官、西村総括政策研究官、法専総括政策研究官、杉田総務部長、飛田国民経済計算部長、大貫企画調査課長、甘利国民生産課長、百瀬分配所得課長、二上国民資産課長、佐藤地域・特定勘定課長

4. 議事

(1) 前回の議論を踏まえて

(2) 課題への対応について(その3)

① 藤井委員からの報告(FISIMの対象となる金融商品についての論点)

② 林委員からの報告(実質化等の考え方)

③ その他

(3) その他

5. 配布資料

資料1 第4回委員会でのFISIM検討のポイント

資料2 前回の議論を踏まえて(再試算、私募債等)

資料3 FISIMの対象となる金融商品についての論点メモ(藤井委員提出)

資料4 実質化等の考え方について(林委員提出)

資料5 輸出入の推計について

資料6 FISIMのSNAへの計上について

資料7 第3回FISIM検討委員会議事録

○議事概要

1. 前回の議論を踏まえて（「資料1、資料2」参照）

（1）FISIMの再試算値

事務局より、前回試算値から証券会社の除外、90年代資金循環表の改訂に伴う変更、80年代「資金運用部預託金」の扱いを修正したことによる再試算値を紹介。

【委員等からの意見等】

- ・FISIM対象外となっている「日本銀行」の産出額の推計値を示してほしい。

（2）FISIM対象商品の判別基準「価格コントロール」の名称変更について

（提案）FISIM対象商品の判別基準を「価格設定」とする案を提案。

（理由）FISIM対象商品の判別を、「価格コントロール」＝金融仲介機関が顧客に対し価格を設定できる（①直接市場での発行でない、②直接の手数料徴収がない）としていたが、「コントロール」に独占的に価格を支配する意と誤解される恐れがあるため。

【委員等からの意見】

- ・「価格コントロール」は、競争を前提とせず、自ら最も利益の高い価格にコントロールできると誤解し易い。実際の貸手や借手は、金融仲介機関が設定する価格をサービスの量や質から勘案して顧客となるので、「価格設定」で良いのではないか。
- ・「価格設定」は「価格コントロール」より独占的に支配している印象を受ける。「金利設定」の方が良いのではないか。
- ・金融仲介機関の設定する価格は希望小売価格と同じようなもの。FISIM対象商品が全て「金利」で通れば、「金利設定」が良い。
- ・国際標準の用語があれば利用を考える。預金・貸出は自らのバランスシートに載せているから金利（価格）設定が可能となる。「価格設定」に違和感はない。最終的な「価格設定」を理解し易い形で説明すれば良いのでは。
- ・「価格設定」でも良いが、「設定」には独占の意を含むので、概念の整理が必要。
- ・金融仲介機関同士の取引では、どちらが価格設定をするのか。

（3）参照利子率

【委員等からの意見】

- ・ノンバンク(NB)の貸手FISIMが負となる問題は、NBに貸出す銀行の正のFISIMをNBが購入し中間消費したと考えることはできないか。
- ・(1980年代参照利子率が運用利回りを上回るのは、規制等の問題があるため。)
- ・リスクプレミアム分を含む生産額を考えれば、リスクフリーレートである参照利子率は、FISIM対象全体の調達利回りを下回ることあり得る。
- ・負のFISIMの問題は、ネットとグロスどちらの問題として考えるべきか。

（4）私募債の推計について

日本証券業協会の「私募債便覧」を用いる推計を事務局より紹介。

(5) FISIM と帰属利子の差

帰属利子を FISIM 対象機関・商品に当てはめた計数を事務局より紹介。

2. 藤井委員からの報告

資料3「FISIM の対象となる金融商品について（論点メモ）」により藤井委員が報告。

(1) 「預金」「貸出」を基本とする考え方

- ・ EU のように金融仲介機関のみが業として行いうる独自のサービスで明示的な対価のないサービスを把握するため、対象商品を貸出と預金に限定するというアプローチのほか、アメリカのように商業銀行が行うインプリシットなサービスを測るため有利子のすべての資産・負債を対象とするというアプローチもみられる。
- ・ EU のような考え方の場合でも金融仲介機関にはいくつかのタイプがあり、資産における貸出、負債における預金のウェイトは金融仲介機関のタイプによってそれぞれ異なることに注意が必要である。
- ・ 金融仲介機関の産出は、基本的には、「グロスの産出額」＝「明示的なサービスの売上」＋「インプリシットなサービスの売上」＝「手数料把握の部分」＋「FISIM の対象部分」となり、所得としては財産所得等が加わるが、それらの構成割合は業態により、また、経済環境やビジネスモデルの変化により変わるものと理解すべきではないか。

(2) (我が国の)金融債・私募債

- ・ 金融債の残高は減少傾向であるが、預金類似の機能を持ってきた経緯があり、現在でも一部は預金保険対象となっているなど、預金に近い面を有している。
- ・ 私募債について：1990 年代後半以降の規制緩和により、実態が変化し多様化している。現在の実態をよく精査してから判断する必要がある。

3. 林委員からの報告

資料4「実質化等の考え方について」

- ・ (実質化) GDP デフレーターにはすでに FISIM が含まれていて自己矛盾に陥るとの指摘がある。これは、FISIM を除くデフレーターを残高デフレーターとして利用して FISIM を計算し、最後に FISIM デフレーターを GDP (GDE) デフレーターに投入すれば回避できるのではないか。

【委員等からの意見】

- ・ 簡便法としては分かりやすいが、理論的には収束計算が必要なのでは。

4. 資料5および資料6

次回事務局より紹介を行うこととなった。

(以 上)